

告 示

埼玉県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越駅前脇田ビル

埼玉県川越市脇田町百三番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 公害苦情が発生した場合には適切に対応すること。
- ・ 周辺道路は仙波小学校及び川越第一中学校の通学路であるため、児童生徒の登校時及び店舗付近の交通安全に対し、十分に配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十七年六月十六日から平成二十七年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター